

1. 認定制度の概要

- ガソリンを自動車に給油する際に発生する燃料蒸発ガスは、揮発性有機化合物（VOC）の一種で、大気汚染物質である光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の1つです。
- 大気環境保全を図るため、燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機を設置したSSを環境省及び資源エネルギー庁において認定する「**大気環境配慮型SS認定制度**」を開始し、あわせて認定SSを広く公表すること等により、燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機の普及を促進します。
- VOCに関する資料は、以下に掲載されています。
環境省ホームページ（大気環境・自動車対策）
<http://www.env.go.jp/air/osen/voc/materials.html>



◇燃料蒸発ガスを回収する仕組み◇

回収機能を有しない計量機

～これまでの給油ノズル～



燃料蒸発ガスは回収されずに車両給油口周辺より、空気中に放出されていました。

回収機能を有する計量機

～燃料蒸発ガスを回収する給油ノズル～



給油しながら燃料蒸発ガスを回収するので、環境にやさしく、おい対策にも有効です。

2. 認定制度の全体像

環境省・資源エネルギー庁

- 制度全体の方針策定及び制度の運営管理
- ホームページにおいて大気環境配慮型SSの公表 等

審査結果通知 ↑ ↓ 認定可否通知

運営機関

- 申請書の受付及び審査結果の通知
- 認定証及びロゴマークの付与に関する事務手続き
- 認定を受けたSSの情報管理
- 認定申請等に関する問い合わせへの対応 等

申請 ↑ ↓ 認定

SS（ガソリンスタンド）

- 認定の申請

機器設置証明書発行依頼

機器設置証明書発行

試験立会の依頼

試験結果の通知

回収性能評価試験の申請

試験立会機関

- 計量機の燃料蒸発ガス回収率を測定する試験への立ち会い

試験結果の通知

計量機製作業者

- 回収性能評価試験の申請及び実施
- 機器設置証明書の発行

3. 認定の対象

環境省と資源エネルギー庁において、燃料蒸発ガスを回収する機能を有すると確認された計量機を設置しているSSが対象となります。

※本認定制度の施行前に、燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機を設置している場合でも認定の対象となります。

4. 認定ランク（4種類）

- SS全体の燃料蒸発ガス回収率に応じて以下の4つのランクで認定します。



e-AS

環境省・資源エネルギー庁認定
大気環境配慮型SS

回収率 95%以上



e-AS

環境省・資源エネルギー庁認定
大気環境配慮型SS

75%以上



e-AS

環境省・資源エネルギー庁認定
大気環境配慮型SS

50%以上



e-AS

環境省・資源エネルギー庁認定
大気環境配慮型SS

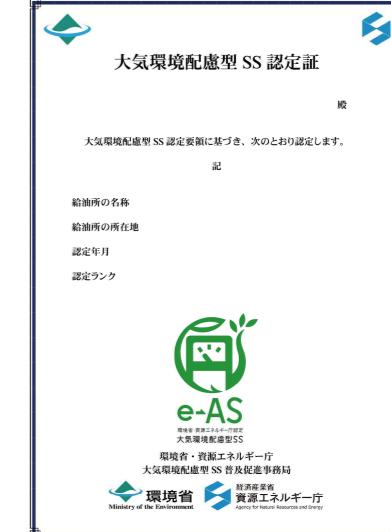
50%未満
(1機でも導入すれば取得可能)

※評価基準の考え方

例) SS全体でガソリン給油3レーン（回収率75%、75%、非対応）を設置している場合
⇒ SS全体の燃料蒸発ガス回収率 = (75% + 75%) ÷ 3 = 50%【ランクB】

認定のメリット！

- 環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型SS普及促進事務局により認定証が交付されます。
- 認定証とともにロゴマークの使用権が付与されます。店舗や名刺等に表示して環境への貢献をアピールできます。
- 自動車ユーザーの皆様に大気環境配慮型SSの利用を促進するべく、環境省・資源エネルギー庁のホームページに給油所名、住所、認定ランク等が公表されます。
- なお、認定に係る手数料はかかりません。



参考情報

燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機の導入を促進する制度として、本認定制度以外にも資源エネルギー庁の補助金制度があります。

詳細は、資源エネルギー庁石油流通課（☎ 03-3501-1320）にお問い合わせください。

5. 申請から認定までの流れ

① 申請書を作成する

大気環境配慮型 SS 認定申請書（申請書）を書きましょう。申請書の様式は、環境省 e→AS ホームページ*からダウンロードできます。申請書がダウンロードできない場合は、下記 6. お問い合わせ先にある運営機関に連絡してください。なお、認定制度の詳細については、環境省 e→AS ホームページ*の「大気環境配慮型 SS 認定要領」をご覧ください。

申請書は、燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機の型式や設置年月等を確認しながら記入してください。

* 環境省 e→AS ホームページ : <http://www.env.go.jp/air/osen/voc/e-as/>において、記入方法や Q&A も掲載しています。



② 添付資料を用意する

燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機全ての機器設置証明書を用意します。申請者が、給油所に設置している計量機の製作者に連絡し、機器設置証明書の発行を依頼し、申請書に添付してください。

③ 申請書を送付する

上記の申請書及び添付資料を同封のうえ、下記 6. お問い合わせ先にある運営機関に送付します。

④ 認定証等が届きます

運営機関から申請者に対し、認定証及びロゴマーク使用規約等が送付されます。認定証が届きましたら認定証に記載されているロゴマークを外から見やすい位置に掲示してください。ロゴマークは、環境省 e→AS ホームページよりダウンロードできます。

【注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、事由が発生した日から 30 日以内に環境省 e→AS ホームページにある大気環境配慮型 SS 認定要領様式第 4-1,4-2 の大気環境配慮型 SS 認定変更申請書に必要事項を記入して運営機関に送付してください。（燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機を新規に設置する場合や機種の変更を行う場合にあっては、様式第 2 の機器設置証明書も添付してください。）
- ◇ 申請書の申請者欄及び記載内容に変更が生じた場合
 - ◇ 設置している計量機の回収性能が維持できなくなった場合
 - ◇ 給油所を廃業又は合併する場合

6. お問い合わせ先

本認定制度や認定申請の方法等について、ご質問、ご不明の点があれば下記までお問い合わせください。

社会システム株式会社（運営機関）

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 20-22

☎ 03-5791-1133 (10 ~ 18 時、東野又は金澤宛)

E-mail : e-as@crp.co.jp



22000077(05)



e→AS 検索

環境省 e→AS ホームページに Q&A を掲載しています！

イーアス 大気環境配慮型 SS (e→AS) 認定制度について

- 2018 年 7 月から大気環境配慮型 SS (愛称 : e→AS) 認定制度が始まります。
大気環境の保全のために、当該認定の積極的な取得にご協力をお願いします。
- 認定 SS は、環境省及び資源エネルギー庁のホームページで、給油所名、住所等が公表されます。また、自動車ユーザーに対して、認定 SS の積極的な利用を促進していきます。



イーアス <e→AS の由来>

e=eco (環境配慮)、いい (良い)、A=Air (大気)、S=サービスステーションを意味し、あわせて、「イーアス」=「いい明日」、「いい earth」の意味も込めています。
そして、いい明日、地球に向かうという意味を→で表現しました。



環境省・資源エネルギー庁
普及促進事務局

